

富山市木造住宅耐震改修支援事業における部分耐震改修に係る基準の概要

改修方法	改修内容（例）
全体耐震改修	<p>◎建物全体（1階+2階）をIw値1.0以上に改修</p>
部分耐震改修 （1階）	<p>◎1階だけをIw値1.0以上に改修</p>
部分耐震改修 （居室）	<p>◎1階の主たる居室全てをIw値1.5以上に改修</p>

※部分耐震改修（居室）における補強計画方法（例）

- ① 建物全体の現況の耐震診断を行う
（建物全体で、Iw値1.0未満であることを確認する）
- ② 部分耐震改修を実施する部分を決め、その部分のみの建物として耐震診断ソフトに入力し、補強壁を設置して補強後のIw値を算出（この際、2階建ての1階の場合は2階建てとして入力するが、2階については特に補強計画を作成する必要は無い）
- ③ ②で設定した補強壁を①の建物全体のデータに入力し、バランスによる低減値を算出
- ④ ②で算出したIw値に③で算出した低減値を乗ずる。（手計算）
なお、③の低減値が0になるようバランスよく計画すれば、低減は不要で、②のIw値をそのまま採用できる
- ⑤ ④のIw値が1.5以上であることを確認する